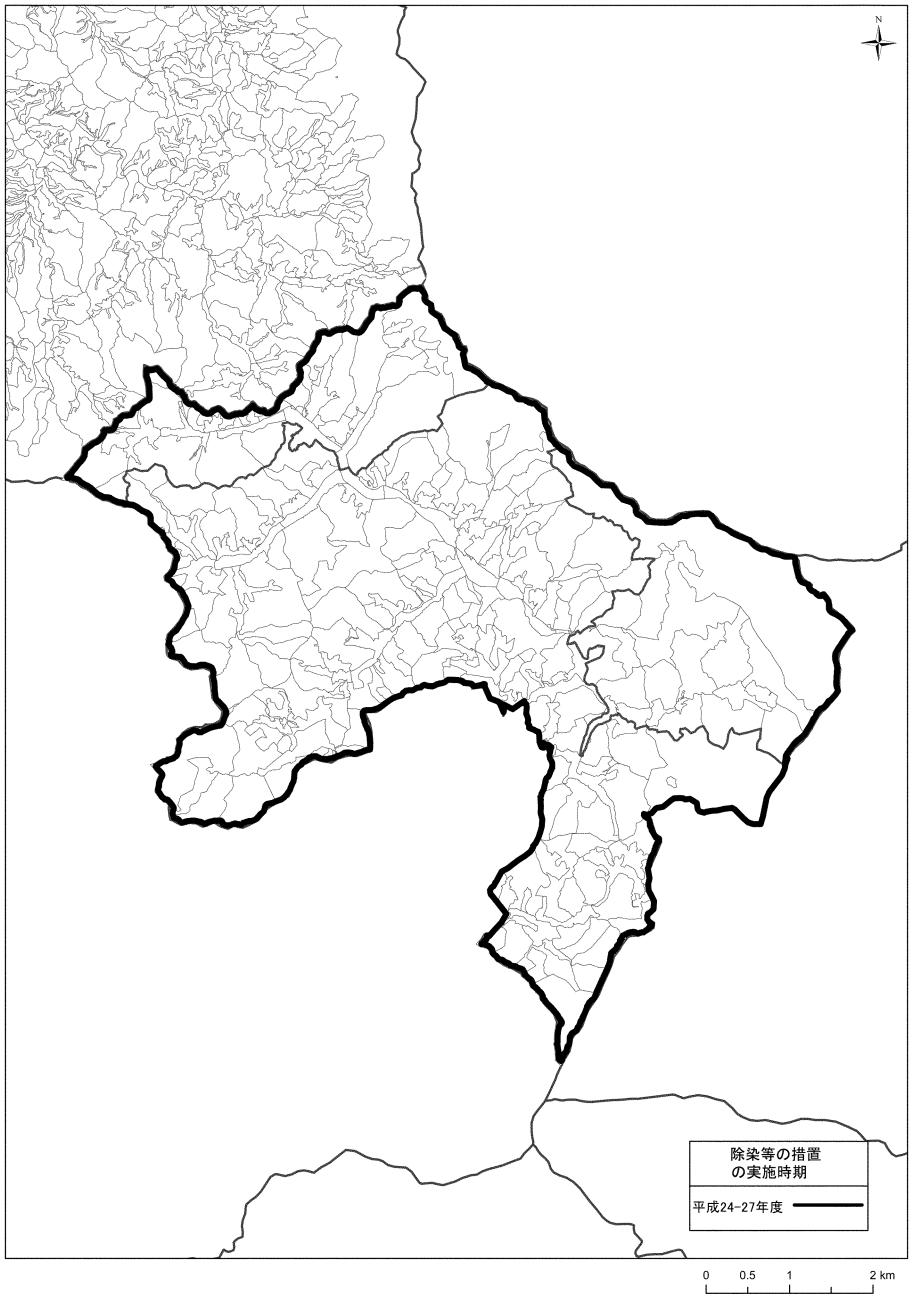
川俣町　　図




○環境省告示第三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十九条第一項の規定に基づき、福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画を変更したので、同条第二項において準用する第二十八条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十五日

環境大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）は、平成23年８月末の公布以後、特措法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）や政省令の整備、国が除染等の措置等[1]を実施する除染特別地域の指定等を経て、平成24年１月１日に全面施行された。

全面施行を受け、国等は、特措法に基づく除染等の措置等を迅速かつ適切に実施することになる。除染特別地域における除染等の措置等については、特措法第28条に基づき策定する除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」又は「本計画」という。）に従って進めることとなった。

一方、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部より「ステップ２の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示された。除染等の措置等の実施は、警戒区域及び避難指示区域の見直しに密接に関係することから、特別地域内除染実施計画の策定に際しては、これらの区域の見直しの動向に留意することが求められることとなった。

これらを踏まえ、平成24年１月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）」として示した。同ロードマップにおいては、環境省は、関係省庁から人材面も含めた協力を得ながら、同ロードマップを基本として、市町村等の関係者との協議・調整を行いつつ、具体的で実効ある特別地域内除染実施計画の策定及びその実施に取り組んでいくこととした。

その後、環境省は、「除染の進捗状況についての総点検」（以下「総点検」という。）を平成25年９月10日に公表し、平成24年度、25年度の２年間で除染等の措置の実施を目指すとした除染ロードマップの目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染等の措置を推進することとした。

本計画は、特措法第28条の規定に基づく計画として、平成24年４月に策定した特別地域除染実施計画を、総点検を踏まえて改定し、除染等の措置等の実施に関する方針、特別地域内除染実施計画の目標、特別地域内除染実施計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項、その他除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関し必要な事項について記述したものである。

特別地域内除染実施計画の期間

本計画においては、その対象期間を平成29年３月末までとし、当該期間における除染等の措置等に係る目標、実施内容等について次のとおり定めるものとする。ただし、除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下「除去土壌等」という。）の仮置場等での保管及び搬出については、仮置場等からの搬出が終わり、仮置場等が解消されるまでを本計画の期間とする。なお、作業の加速化・円滑化を図り、可能な限り工期の短縮に努めることとする。

１．除染等の措置等の実施に関する方針

除染等の措置等は、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とし、以下の方針に基づき実施する。

①　除染等の措置等は、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に実施する。

②　おおむね年間積算線量[2]50ミリシーベルト[3]以下となる地域について、除染等の措置等を実施する。一方、おおむね年間積算線量50ミリシーベルト[3]超となる地域については、除染技術の確立及び作業員の安全性の確保のための除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。